

ひろしま医療情報ネットワーク 利用料規程

(目的)

ひろしま医療情報システム (HMネット) の利用料について以下に定める。

(利用料)

第 1 条 HMネットに参加した医療機関 (医科、歯科)、薬局は次の利用料を納入しなければならない。

(1) 診療情報開示病院

診療情報開示医療機関月額利用料 (単位: 円 消費税 10%込み)

病床数	月額費用
0 ~ 19	0 円
20 ~ 29	10,800 円
30 ~ 39	21,600 円
40 ~ 49	32,400 円
50 ~ 59	43,200 円
60 ~ 69	54,000 円
70 ~ 79	64,800 円
80 ~ 89	75,600 円
90 ~ 99	86,400 円
100 ~ 149	103,900 円
150 ~ 199	114,700 円
200 ~ 299	125,500 円
300 ~ 399	136,300 円
400 ~ 499	147,100 円
500 ~ 599	156,900 円
600 以上	167,700 円

(2) 参照医療機関および参照薬局

参照医療機関および参照薬局の月額利用料 (単位: 円 消費税 10%込み)

医科	3,500 円
----	---------

歯科	3,500 円
薬局	1,500 円

- 2 年間一括払いについては、診療情報開示病院に限り診療情報開示医療機関月額利用料を1.2倍した額から5%の割引を行ったものを利用料とする。
- 3 参照用ルータについては、VPN業者のサービス提供料に準じた額を利用料とする。
- 4 系列病院が複数加入する場合は、以下の条件により2病院目から段階的に参加利用料を減額する。
団体加入割引条件
 - 1) 全ての病院が開示病院として参加すること。
 - 2) 開示用サーバ(Viewer)は系列病院で1つであること。
 - 3) 参加利用料の減額は、2病院目は50%、3病院目は55%、4病院目以降は一律60%とする。

(利用料の納期)

第2条 参加医療機関および参加薬局は、月払いの場合は、当月利用料を翌月末までに、年払いの場合は、当該年度の1.2ヶ月分をまとめて5月末までに納入しなければならない。

- 2 参加医療機関および参加薬局の利用料は、HMネットの環境設定が完了した月から課すものとする。
- 3 退会を申し出た参加医療機関および参加薬局は、退会届を受理した月までの利用料を納入しなければならない。

(会費の返納等)

第3条 年払い参加医療機関および参加薬局が退会したときは、退会届を受理した日の翌月から当該年度末までの既納した利用料を返還するものとする。

(アカウントの利用制限)

第4条 参加医療機関および参加薬局が利用できるアカウント数は、診療情報開示病院の場合は、医師に10を足した数、参照医療機関の場合は、医師または薬剤師の在籍数に2を足した数を上限とし、それ以上必要なときは別途

協議を行う。

(VPN証明書の利用制限)

第5条 USBトークンは、参加医療機関および参加薬局につき1トークンを上限とし、追加が必要な場合は、VPN業者のサービス提供料に準じた額を納入しなければならない。

2 クライアントVPN証明書は、診療情報開示病院の場合は医師に10を足した数、参照医療機関の場合は医師または薬剤師の在籍数に2を足した数を上限とし、それ以上必要なときは別途協議を行う。

附 則

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、令和2年4月1日より施行する。